



官板
玉石志林

三

14
3165
3



44
3165
3

目次

氣球

土耳其主マハムド略紀

千八百五十四年醫士ホーゲル中利未亞行記の初篇

義俠マサニール口傳

瑞丁及び那威スウェーデンの熊獵ノルウェー

加勒海土人記カライネス

玉石志木

卷三 目次

ことり、此人則ち二箇の中空ある半圓球を取、其内氣を排
 除する事を務め、然れ共、其法方何等の術を行ひ非や、知る
 可らずと雖も、恐らくは深く信據するに足らざるべし、
 千六百三十年の頃、僧官ウルクィンス氣船を製造する爲に、
 其模型を造れり、其頃、フランキスキス、ランキス、ハバロの
 意を改り、然れ共、此二人共、望を達せざり、
 千七百九年に於て、ホルトガル國の僧官ギスマン、器械學及
 究理學の法則に従ひ、鳥翼を擬造し、以て飛揚するの器械を
 製試せり、此試験ハ仕損とされ共、尙大分の賞金を得たり、試
 験する事數回に及て、遂に一器を製せり、則紙にて貼し、

樹枝籠、其中徑七フ、トある者と、五百フ、トの高より上せ
 り、此後大略二十年よりして、人又純粹の究理學の法則を用ひ
 たり、アヒグノンに於て、ヨセフガルリオン一書を著して、氣
 球を製するに、緻密質の物、或ハ軟革を用ひて、之に満り、輕
 稀なる氣を以てする事を記せり、然れ共、此法亦常に不全な
 り、カヘンデスの發明より由て、始て水素瓦斯を用ふるより、偶
 然の功を得たり、人始て謂らく、此瓦斯ハ温の源ありと、故に
 之をポロギストン火の義と名け、又其發焰するの性ありと、以
 て、可燃氣と名く、此名よりして、カハルロハ、水素瓦斯にて氣
 球航を爲んと思慮し、モンゴルヒールハ、氣球を充つるに、火

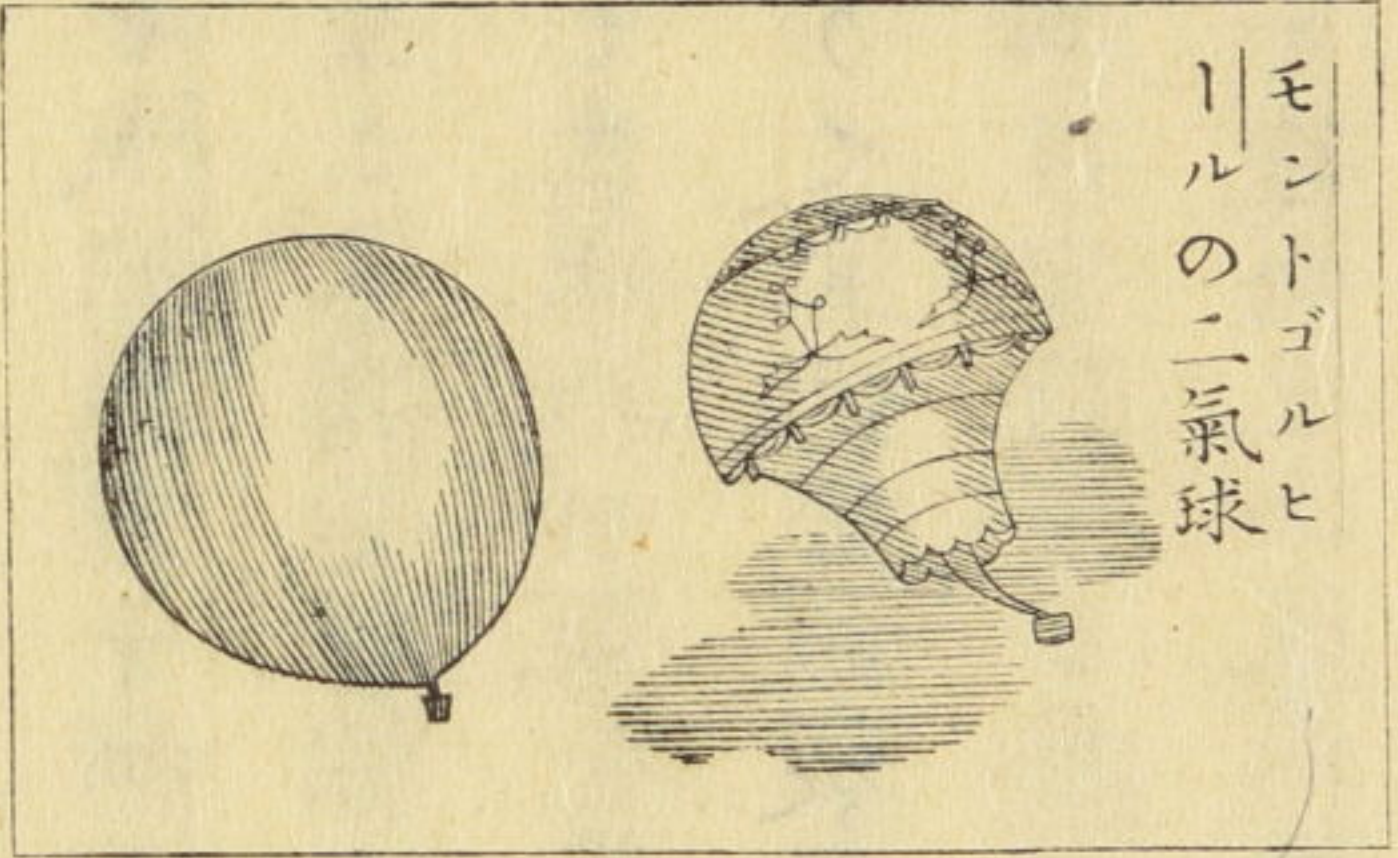
にて輕稀なる氣を用ゆべしと思へり、
千七百八十三年第七月、拂郎西ヤンノナイに於て、始て水素
瓦斯を充たる氣球を上せり、之を試み、果して驗ありしに
由り、ロベルト君薄き絹にて氣球を製し、之にエラスチカゴ
ムの溶液を塗り、水素瓦斯を充たり、此瓦斯を球内に十分
充らし、數日を費し、之を爲の後、多人火把を照して、球を
マルスの野に輸送し、第八月二十七日に於て、高く上昇し、
久此時把理斯の人民并に遠近諸國より來り集り、觀者夥し
かり、ふり、而て氣中に泳游する事、四分時の三に及て、其初
り上り、地を去る事三里にして、樹木ある原野に下り、落

久

諸學術の學校にて、モンゴルヒールを把理斯に招請し、復
と新し之を試み、事を請求り、故に新し楕圓形の氣球を製
せり、其高七十フットにして、其幅十三フットあり、之を充つ
るに零圍氣を以てし、球の下面にて、材屑或は毛布を燒き以
て其球内の氣を稀薄輕疎ならしめり、然るに、其夜暴風あ
りて、其球を破裂せり、因て二三日の後、ヘルサイルレ
スの宮殿中に於て、又一新球を製造し、氣球に繫著し、
籠内に一羊一鴨一鶏を置けり、其球飛升して、一千五百フ
ットの高さに達し、其氣旅せり、鳥獸も共に難なく地上

歸來し人尚其羊の餌を喰ふを見る

モントゴルヒ
ールの二氣球



然れ共此時までハ未だ一人も自ら氣旅
し得る者ありけり。ピラストレデロ
シール驍勇ふる心にて始てモントゴル
ヒールの氣球の患ふる者一乗トて氣旅
を爲しけり。然れ共此人纜り二百フ
トの高に至りけり。氣球依然として少
時間動りざりし。是に於て漸次下り其人難く地上に來
れり。此の如く幸にして氣旅し得るが故にマルキースド
アルランデス同年十一月に於てロシールの第二回の氣旅

同伴せんと欲せり。然れ共彼等ハ肉眼にて明り視認し
ると得可らざる高に上りし事を得ざれ共幸にして氣旅
と遂げし。其後多分の水素瓦斯を充てる球を用ゆるが故
にモントゴルヒールの氣球ハ甚ど危懼すべきとあるを知
りて之と氣旅し用ゆる事を廢せり。蓋しモントゴルヒール
の法ハ球内の氣を輕稀ならしむるに必火を燒くべく又小
舟中に在りて常之を保持すべし。是甚ど危事にして曾て球
を焚燒せしと有ればなり。又球の上る度應て火力を愈
々増加せざる可らざるなり。然れ共下り記するが如く此事
甚ど行ひ難き事あり。

水素瓦斯を満する氣球にて旅行を企つるハロベルト及び
 カルレスを以て第一とし、是に於て、從來難事とする所の輕
 くして兼て固性のある質の物を以て、球を製すべしとハ、幸
 して易事とふれり、是ハハタフ絹の名を用ひて、帝列並に溶和
 したるエラスチカゴムを温り塗るふり、氣球の上部半圓に
 網を張り、是より繩を下り、一小舟を附著す、是に由て、氣球に
 舟を繋著し得るふり、其全具大畧六百四十斤に過ぎず、此に
 人一千七百八十三年第十二月一日、トイレリオンに於て上
 り、速う二二千フットの高さに至れり、此高さに及て、大畧二
 時許浮泳し、遂に把理斯を去る三十里の地に下り來れり、此

時ロベルトハ、小舟より出されば、今俄う輕くふるが故に、
 其球カルレス一人を載て、速う九十九フットの高さに上れり、

始めて水素瓦斯を充つる氣球の圖

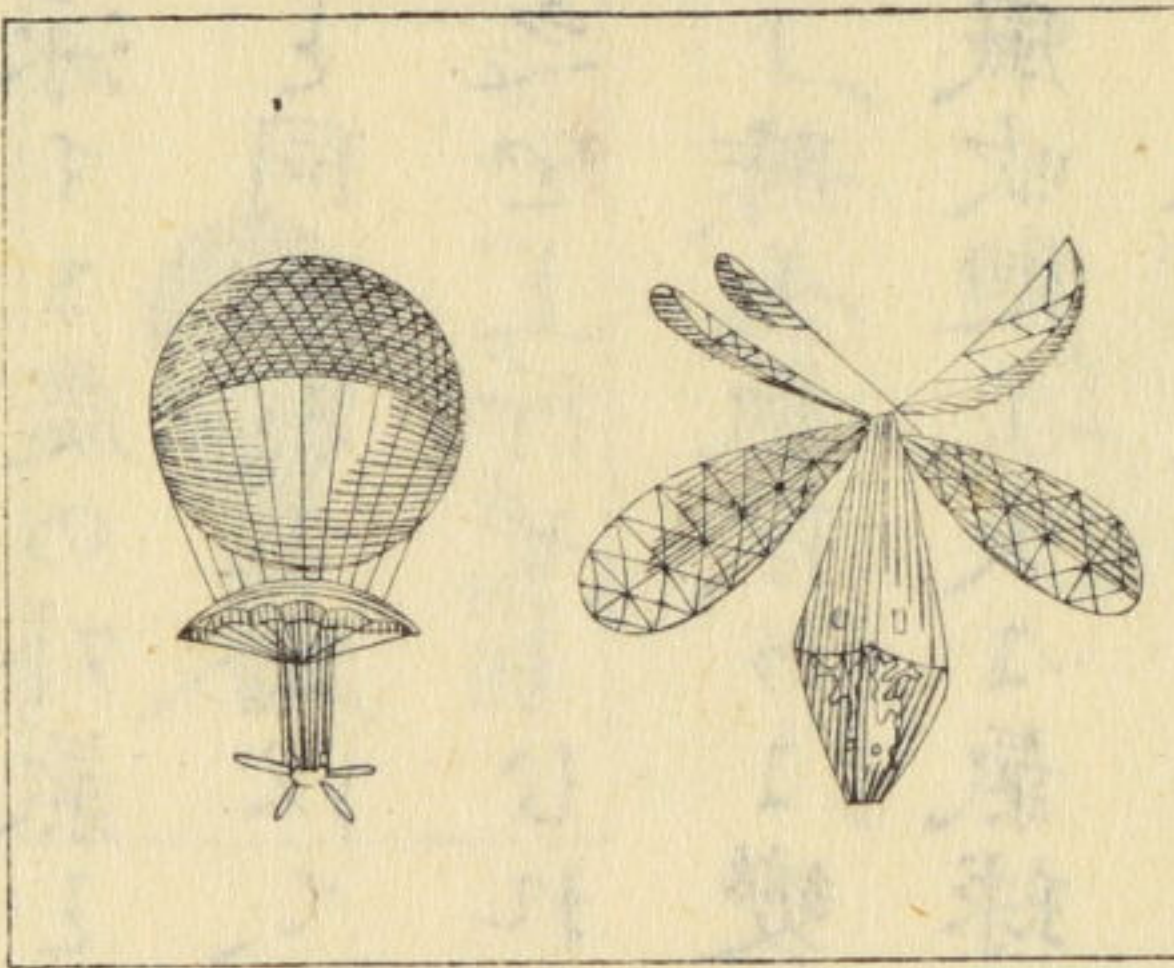


ロベルト自ら眼前に歷觀する所の宇宙
 の美觀を書し著せり、曰く、地上に現在する
 萬象、悉く辨別すべからず、唯一箇の消
 滅せる圖畫に似たりと、又再回日輪下降
 する時の状を視て之を記せり、曰く、地球の表面に、各異の象
 状ある霧方、上升する月輪の光線に映して、美觀名状す可
 らざるあり、然れ共、地の表面に在る萬象、見ざる可らざる者ハ、
 察するに、其時氣中に散漫せる霧の爲に生ずる者ふるべし、

若し夫れ天氣晴朗なる時、地上の物象を直線より下視すれば、之と同距離なる所にて、地平線に従ふて見るより、甚だ明亮現著なり、是高處の大氣の稀薄なる源なるなり、ブランカルド氣旅の事を世に公し、氣球を隨意に進行せしむる爲に、一箇の航渡装置を附屬せり、然るに風力強き時ハ、此器の能力現著ならざれば、共、靜穩なる天氣に於てハ、之を用ひて少々の利あり、此人一千七百八十四年第三月第一回の氣旅を爲す時、其同伴方より地上を離れ上らんとする時、劇力に恐懼し、誤て失策するより、彼大に艱苦せり、然れ共、同伴の人と、其氣球より卸しとる時、幸にして數尺の高きに至れ

る耳、是に於て、ブランカルド一身にて氣旅を爲し、大略五千フートの高より上り、二時を歴て後、難なく地上より下り來れり、

ブランカルドの氣球
并に航渡装置の圖



氣球を隨意の方向に進ましむるにハ、二人のロベルト君の按に由れり、則是に爲し楫と舵鉤を附しとる、又其降らんとする時、水素瓦斯を重くならしむる爲に、一の小球を附しとる、此球にハ、鞆を附して十分膨脹せしむ可らしむ、

然れ共、此二君の装置の機能ハ、何等の理學の則に據る者不

るや定め難し、何とふれば、此小球内に充るの氣ハ、則此人浮泳する處の外氣と異ふると無れば、常に其球内の氣ハ、外氣と同重かるを以て、此氣球を下降せしむるよりハ、却て必ず之と上行せしむればなり、彼己二千四百フートの高に至り一時、天氣俄く變じ、黒雲地平より蒸騰し、雷電轟き鳴り、旋風吹廻し、大に氣球を輪轉し、其球遂に破裂して地上に墮落せり、此人其小舟内の輕荷を悉く投じれば、氣球復と上昇する事を得たり、然れども、其輕荷ふるが爲に、高く上りて、風界を踰出ると、常は旋風を惱まされたり、下視すれば、漫々たる海洋あり、上觀すれば、蒼々たる天あり、僥倖して危難

を遁れたりと思へるに、又一事起れり、則十分の光線にて映輝せる日輪、球内の水素瓦斯を膨脹し、球を破裂せしむるの恐あり、此危険に及んで、最後の策を施せり、則帶る所の腰劔を抜て、氣球を撞破ると數所、以て其水素瓦斯を洩せり、後海中に墮落せんとするの第三難を免れて、五日の氣旅を爲して、無恙降下せり、

リナルジの氣球圖

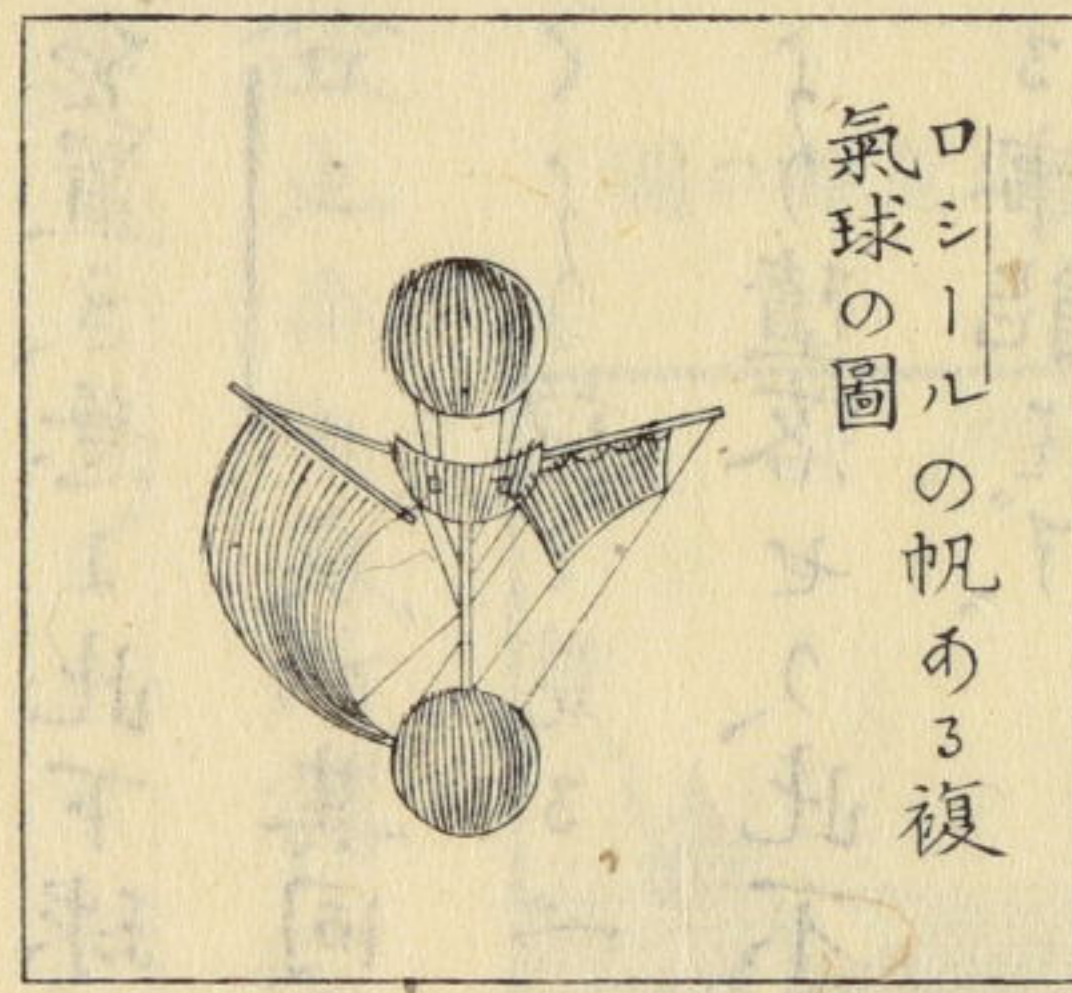


英に於てハ、リナルジを以て、氣旅を爲すの第一人とせり、此人一千七百八十四年、九月二十一日、崙頓府に於て上行せり、其後諸侯サムベクカリ、及びサドレル次て之を跟從せり、

千七百八十五年、ブランカルド及ヒ醫官セフフハリアス、危殆₁して粗暴なる氣旅を爲せり、則ドヘルを發して、カライス峽を航渡し、此時氣球漸次₁直上し、海邊₂群立し、₃者₂驚く可₃觀を見せり、風靜₁して球の進行する事徐₃ふり、一時を經るの後、海上₁浮游し、₃氣球、已₂下らんとせり、此₁於て輕荷を投去し、未₂峽の半を過るる前₁、書冊類並₁器什を海中₁投棄し、然れ共、之₁由て上升するカ、尚未₂大₁増進せず、遂₁止むを得ず、碇及び繩類を截棄する可らざる₂至れり、且小舟を截て氣球と



離し、唯其スリンゲル氣球₁附₂紐₃の名懸らんと覺悟せり、然₃此時氣球卒然として上行し、佛領の地上₂至れり、是₁於て三時間辛苦して後、カライス₂著せり、



と附₁試みる、上₁水素瓦斯を満する球ありて、下₂又稀薄なる氣を満

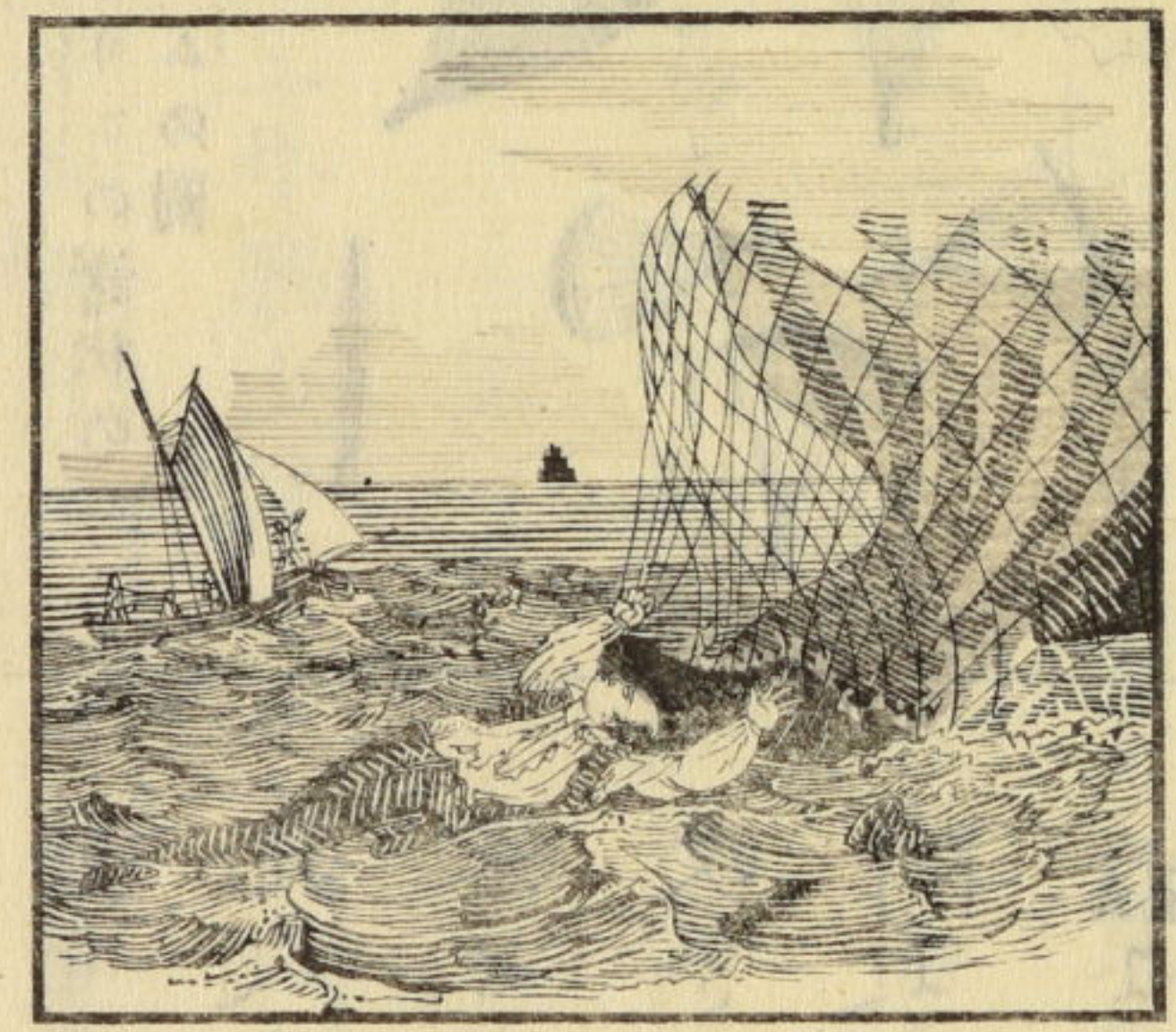
氣球を使用する₁、未₂定れる方向と得る₃能は、其危險を避る₃能は、₃間ハ之と海洋の近地₂於て企るハ、粗暴なる事業なり、此危害を防んが爲

1、ピラストレデロシールの氣球₁帆

る球あり、是ハロシールの按いて、帆を附著する所と、且之
を使用する所と爲るふり、上の球ハ危害ある事なき所ハ火
を置き、急ニ此下球を膨脹せしめんと思へり、然れ共、氣旅人
ロシール及び其同伴ロフィン氣の一部を排去するの時、遠
くより望み見るニ、火焰を發して、球破裂し、數千尺の高さ
より墮落せり、此不幸なる兩人の屍體、扁壓破碎して、檢別す
る事能はず、

夫れ概するに、始て氣旅を企て試むるの人、多くハ不幸ニ陥
りたり、殊ニマヨールモ子ハ、瓦斯の弾力を甚しく増加す
るに由て、遂ニ氣球破裂し、獨ニ海ニ落ち、而して五時の間波

圖の難危のハ子ロシールハ



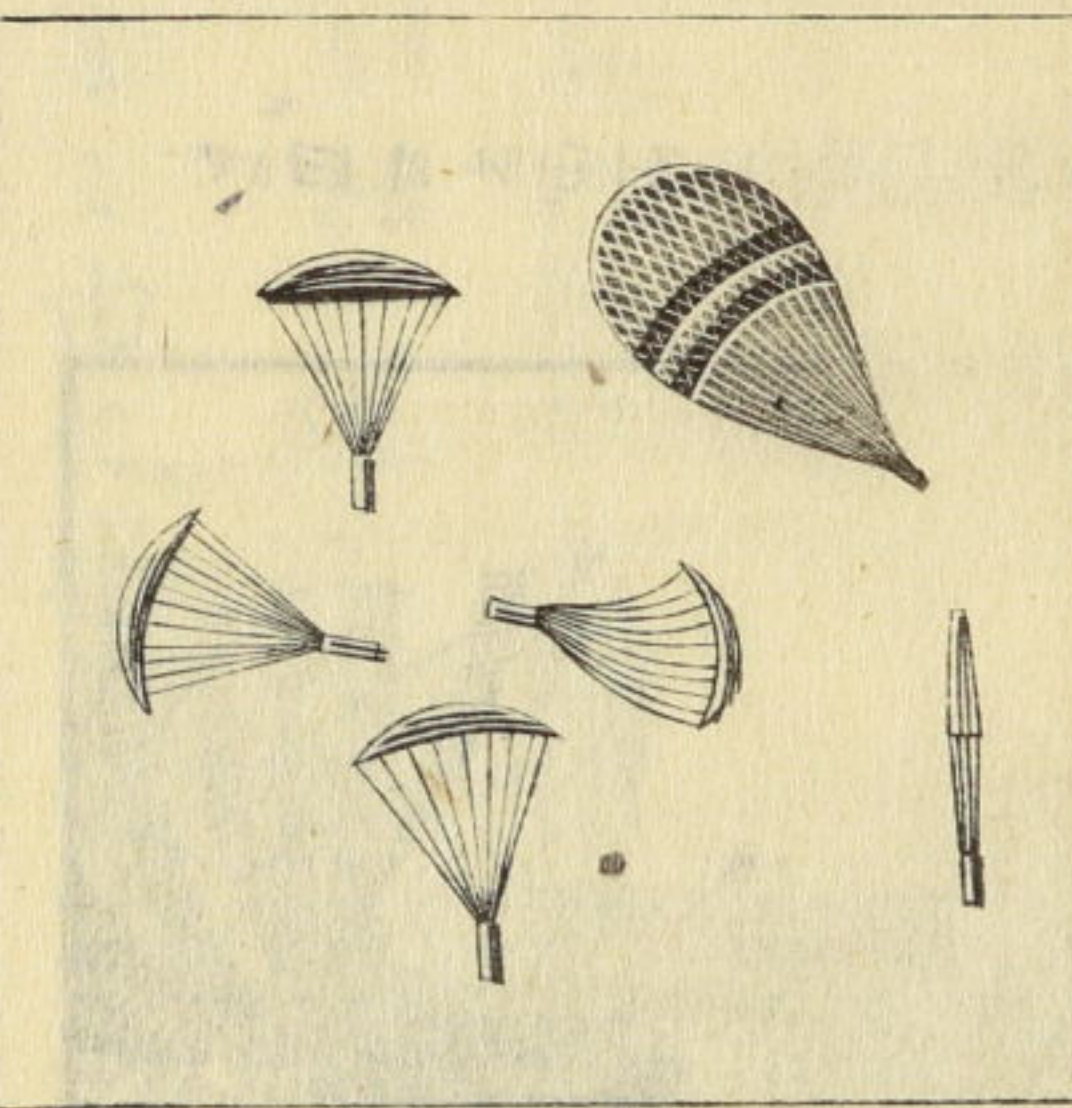
上ニ泳浮し、更ニ風の爲ニ
膨脹し、網ニ繋り困苦
せし、幸ニアルガンスと
云ハ軍船の爲ニ救はれ
り、
然れども、氣船ニ於て、一新

改正ありて、所謂ハルシケルムを附するに及べり、或ハ曰く、
是モントゴルヒールの創意ふりと、又曰く、ブランカルドの
發明ニ出たりと、此創意の器を始て試むるに、一犬を籠内ニ
入れ、此器ニ附著して落下するに、其犬無難にて歸著せり、其

安全なる事ハ、活潑なる吠聲にて之を知れり、

千七百九十七年第十月、ガル子リレ二千フートの高度より、ハルシケルムにて下降せり、落る時、其初りハ甚ど緩徐にして、其下ると覺ぞり似され共、愈下ると隨て愈多く震

ガル子リンの諸状のハルシケルムの圖



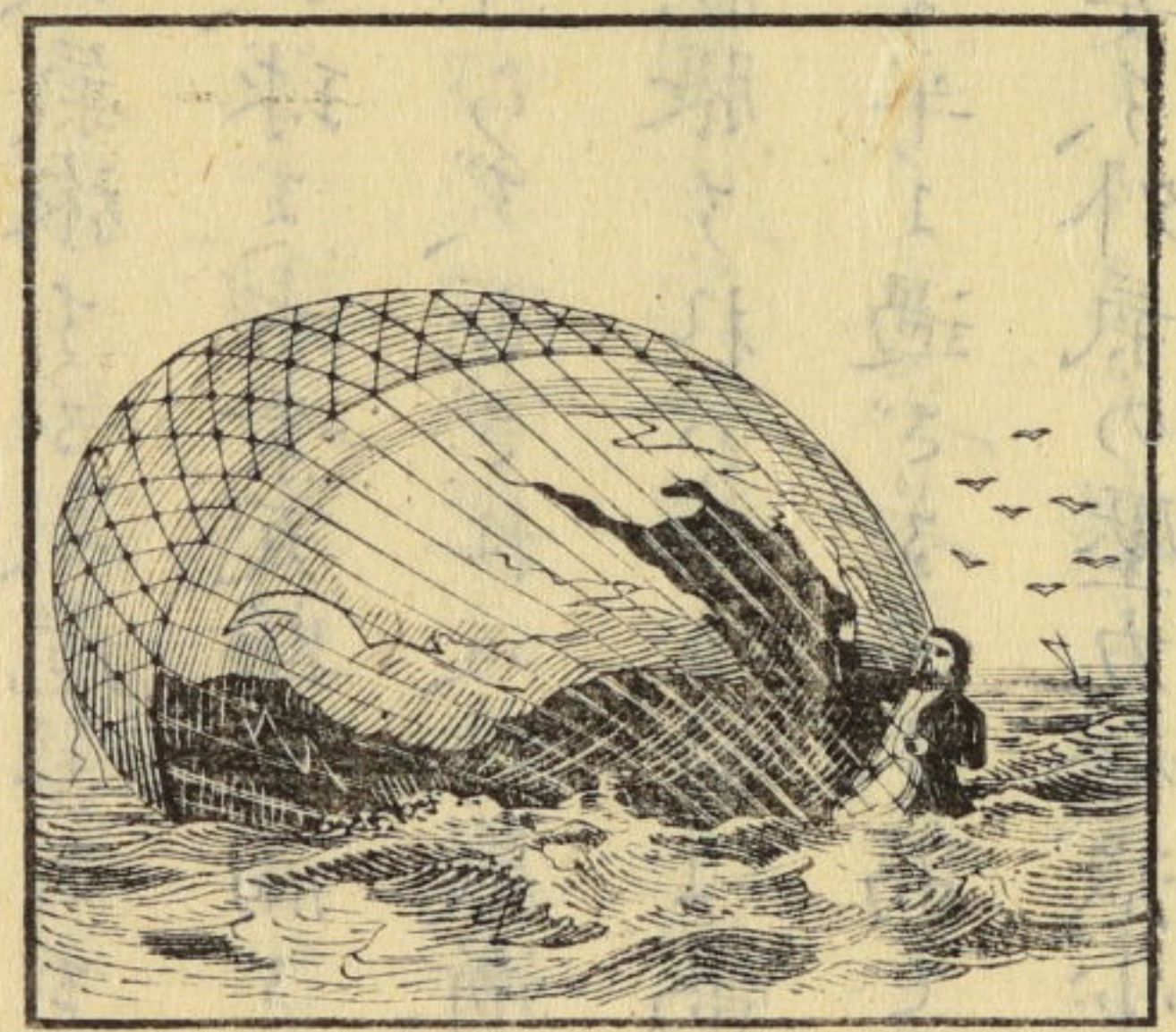
動せり、然共、其所務甚ど僥倖ふりし此人又一の水師提督と同伴して氣旅せし時、暴烈なる劇風一逢て氣球吹送られ、其速ふると、纒り一時間、コルセステル街に至れり、茲の圖する所ハ、ガル子リンの改正

了るハルシケルムにて、見所の諸形状を示すなり、其大略中徑二十フートあり、而て繩にて固く氣球を繫著し、之を離し易うらうじ、此シケルムの下は、又籠製の輕き小舟と具せり、千八百三年第十月、サムベクカリ侯、醫官ガラス、ソツチ及びアンドレオリ、ポログナに於て、氣旅を試み、時、時令寒冷なる由て、高際の氣稀薄にして、其候及び醫官共、昏睡に陥り、唯アンドレオリハ、幸にして昏睡し及ばざり、其後若し輕荷を多分、投棄し、非ざれば、氣球必ず海中に墮落すべし、然るに、氣球再び高處に上り、壹黎里亞半島に

イスミア港の方へ輸送せられし、五時以上を經て亞得亞海面へ落ち、遂に港を去る四五里許の地にて徘徊せる船は由て救われし、

サドレル君は、千八百十二年に都伯林に於て、氣旅を爲し、是より先、マヨールモ子との遭へ難に遭へ、氣球海上に落る時、其流るゝと矢を射るが如し、海鳥夥しく其邊に群飛して、食用するに貯蓄を盡く奪ひ取れり、其小舟沈没せし時、自ら力を極く網中に身を投ぜり、此時幸にして行掛りたる船にて見出されし、氣球は横播及び他の木材に懸りて破裂し、其氣旅者の半死して、船中に引擧られし、

圖の難危の川ニドサ中峽地ニ在リ



ふし、遂に六十六回に及び、共に仕損へし事あり、然るに、其妻、夫の業を繼んとし、大に仕損へし、是其女、氣中に浮泳する球をして、愈其觀を美からしめんとし、常に火技を行へば、千八百十九年第六月、把理斯に於てをホリ、

凡、氣旅を爲して最も僥倖あり、ハブランカルドふり、此人一千七百八十四年より、一千八百七年是年、於て死去せり、至るまで、氣旅を以て己れの職業と

行して、同く遊觀を爲んとせり、然るに、誤て失火し、其球焚燒し、不幸としてマドブランカルド、恐るべき高處より、プロヘンセ街の屋脊上へ墮落し、其粉碎せる女の屍體ハ、把理斯にて埋葬せり、

方今ハ、氣液するに、危害ある事甚ざり、唯、注思すべきハ、球に水素瓦斯を満るに、其上升する時、十分の膨脹せしむ可らず、否、されハ、外氣漸次、輕疎なる處に及んでハ、大に膨脹すれば、故に高く氣液せんと欲する者ハ、球を満るに半に過ぎるべし、而て唯上るに可なるべき大に及ぶを要し、外氣の壓力愈、減少するに從て、球の膨脹するに

愈増加するあり、故に球の上升するの力度ハ、何れの高にても同等なりとす、又其球内に免難板を備へて、瓦斯の一分を漏らすに供し、之に繋ぎ、二繩を以てして、一繩の斷する難からしむるを必要とし、何とされハ、氣液ハ、若し其瓦斯を漏す能わざる時ハ、球の重さを算して、内氣と外氣と平均する處に上り、遂に碎破すれば、久近世に及んで、ピオット及びガネロツサケの行ふに、氣液ハ、學事ハ、關係して、氣中の越列機を試験する爲あり、

土耳其主マハムド略紀

一千八百三十九年刷、荷蘭函第四百七十八葉

一千八百三十九年第七月廿七日、没し、土耳其のマハ

ムド帝ハ其國史ヲ據バ其在位の間後來の爲ニ重切ナル大
 變革ヲ其國內ニ施セリト云リ此變革其國人ヲ嘉惠シ其幸
 福トふるヤ又其國の陋危ヲ救ヒ國民の風俗ヲ一新シ回教
 ヲ奉リ國ノ歐羅巴の能開キトス國風ヲ傳了の路を開ク
 一足れリヤ否ハ後昆ニ至テ判裁スベトマハムド二世帝ハ
 千七百八十九年ニ歿セラルアブヅルハミド帝の次子ニテ千
 七百八十五年第七月廿日馬哈麥逃竄の年ヲ以テ元ヲ紀セ
 土耳其曆千九十二年第九月十四日ニ生ズ母ハ佛蘭西
 種の妃ニシテ其名ヲレピナイと呼ブアブヅルハミド帝ハ
 位ヲセリム三世帝アブヅルの兄ニスタハ三世の子ニ讓ル

此主ハ其軍政ヲ改革セんと欲セリヨリ千八百七年ニ
 ニツトレン軍民の爲ニ廢セラズ是ニ於テマハムドの兄ニ
 スタハ四世帝ヲ奉リて位ニ登ラシム此主其位ヲ固ムせん
 と欲シ即位の初令ヲ下シテ弟マハムドヲ除ク一ハ然ル
 マハムドアルバニ一人二千人の頭目官軍度支官ロミル
 ヘンゲの爲ニ此難ヲ拯ク後一年即千八百一年第七月廿
 八日ニ此主ニドシユクの巴查ニスタハバインラタタルガ爲
 ニ廢セラズ是ニ於テマハムド帝繼テ其位ニ即キニスタハ
 イラタタルヲ以テ其宰相トシ此宰相セリム三世帝の緒ヲ
 繼テ新ニ軍政ヲ改革ス是ニ因テヤニツトレン軍民の恨ヲ

來、遂は是と兵を構え、千八百八十年十一月十六日、許多の敵兵と共に炮烟を爲て死す。此時に當て、マハムド帝ハ、既に改革の策を聽き、其心軍政を歐式に改りんと欲すれども、此強暴軍民に迫られ、已を得ず、枉て其意に従えざるを得ざるに至れり、然るに其位を固くせん爲、先君の一子生れて甫て三月ふる者を縊殺す、ミスタハ四世帝ハ、千八百八十年九月十五日、セリム三世帝ハ、同年第七月廿六日に弑せられり、是を以て、當時阿斯曼血統の世に存する者ハ、マハムド帝一人のみあり、

爾後マハムド帝ハ、殆ど其位を失んとする危難に遭ひ、救擧

す可らず、然るに帝國風の兇暴ふる勇猛智略を以て、是を排し得り、然るに帝の艱難間に處る行事、及び多般の土の國俗施設を以て、是を觀ハ、亦殘忍強暴の謗を免る事を得ず、或ハ境内の亂あり、或ハ外寇の阿斯曼の地を奪掠し、パヂスサハ帝の義の位を絶んとする憂に下りたり、連三年の大戦、府庫空虚の後、千八百十二年第五月廿八日、ブカレイストにて、義羅斯と和を結び、千八百二十三年、又波斯と親を講ふ、此間千八百二十二年、エピリスの酋長と爲るヤニナの巴查、強暴譎詐、亂を好り、アリーの亂を鎮定し、然るに其位を危ふせんと圖るヤニナ、トレン軍民ハ、絶

帝を箝制し、一切新政を峻拒し、時勢に因て土國內に行は
 る改革の制を撲滅せんとする巨魁ありしが、帝悉く是を
 剪滅す。是千八百二十六年第六月十五日の事にして、帝其鐵
 腸を以て、軍民の全隊を殲し、一萬五千のヤニツレン人を
 麤殺し、流血野に被ると云ふ。又土の部中の西教徒と戦ひし
 が、其兵上の如くハ利あらず、千八百一年、ケオルクカセル子
 イ黨首と爲て起れるセルピールの動亂ハ、千八百十三年に
 至て、遂に盡く帝に從服せしが、後又全く獨立するにハ非れ
 ども、ミロスの周旋に由て、土の羈屬を免れ、別に永遠頭目と
 立、其命を受るとを得たり。又希臘人久しく奴隸の辱を受る

と憂い、千八百廿一年、動亂を起し、獨立せんと計る。是亂に
 て、殺戮に遭もの極で多く、人民の恨益深く、終に裁も亦是と
 援けて帝を伐ち、君士但丁に迫り、其後千八百二十九年第九
 月十四日、亞得利安の和親に由て、此亂始て平く、帝此和約章
 程に因て、希をして獨立とらしむるを准せり。希の動亂を起
 せるハ、始より全西教徒の冤屈を解し、在を以て、其國を獨立
 とめし、歐より一公子を迎え立て、王爵の國と爲さざる可ら
 ず、此事の完く訖るハ、正にハスサール諸侯、埃及の巴查メ
 へンドアリに亂を起し、殆ど阿斯曼國を亡滅せんとする
 の時、當れり。此巴查ハ、陽に土に服従すれども、久しく異志

と懐く、千八百三十年、及で、千地島サントイヤの鎮臺とある、然れども、埃及、千地二地を得て、猶自ら足れりとせず、其故ハ巴查の子イブライム、千八百三十二年、叙里亞シリアを取り、續で小亞細亞に侵入し、第十二月二十一日、土帝の軍とコニールにて決戦し、勝利を得るを以てあり、此時一方て、我新し和を結び、兵を出し、帝を援い、非ずんハイブライムの兵土の首府に侵入せんと疑ひあがり、一、巴查と和し、盡く其請ふ所を許すと雖も、其第一眼目とせり、獨立の一事ハ、允許するをふし、是に於て、動亂又新し起らんとせしが、歐列國中に居て、和解し、其事一旦平げ共、其和平久

く續く可や否、又二三の藩鎮、埃及巴查が素志とせる獨立

マハムド帝の像



と援くるや否、未ど是と預め量り知ると能はず、後來に及て、自ら判然とらん、此時に及てハ、其勢兩國相併吞すると、瓜分するの二つに出ざるべし、

帝ハ、ヤニツォーレン軍の争亂を靖め、後、歐將校の助を以て、兵制を新し、全く改正し、軍服を變し、歐制に擬せんと欲し、自

ら衆人の唱首と成て、先其田帽を變じて、暗赤とあり又 歐の制度禮俗を務て國中に行ひ、且其臣民をして、西方列國の不變を得せしめんと欲し、大其力を竭し、是を行ふにハ、勢ひ古俗を株守する人をして、幾多の不平の念を起さざらしむるを得ず、其故ハ、土の臣民の許多誕妄の見を破るゝと要するのふらず、又許多の其教に背馳せる法制を施す、因て以て、其教を信奉する者の動亂を引起さるを得ざれば、あり、此新改革の政、ニツル軍民を塵滅する後、在てハ、其臣民の大半、帝の新奇を好む心と相合せざれども、甚き動亂を起すに至らず、又此釐革の政ハ、永く行なれて、國民を

嘉惠するに足るべきや、又帝此新法を行ひ、因て、現其功業、國民に被れりや、未ど之を知能はず、其故ハ、國民大半外新法を行ふと雖も、内心是を信ぜざれば、軍兵ハ略、歐服を装ひ、歐風に調操す、然れ共、軍兵歐の制度軍律に協一りと言ひ難し、又他事の稍、歐風に化す者多けれ共、其基本ハ、全く土風を離れず、民を開導する一大事、至てハ、帝の設施遺す所甚ど多し、唯其帝都内、耳一二の新館を建て、新説を講じて足れりとし、又凡物其始を爲す固より難く、今既一端緒を啓て、歩を進むる事許多ふれども、餘の州縣に至てハ、未ど大其意を用ふと見え、然るに、近時大學校七個を建

議と決り其地ハ君士但丁、亞得利安沙羅尼加、オリゴサ得
 比遜、四馬那、及び巴達是なり
 帝の在世中顯著ふる一事ハ、二三年前、其國の北部ニ行旅セ
 るふ、斯の如く國主の首府を離て旅行するハ、土、建國の初
 り未嘗て聞ざる所あり
 帝多子あり、共計二十七人と雖も、今存せるハ、唯男子二人女
 子四人のニ、其太子ハ、方今父の位を繼ぐ、名をアブドウルメ
 ツシド帝と呼ぶ、千八百二十三年第四月廿日ニ生る、土の俗
 原と太子を後宮ニ任しむる、幽囚の如し、此太子ハ、從前ニ比
 する、是と待つ事實寛裕を加ふ、帝家の妃妾、床蓐ニ侍る者數

十人裡ニ就て、七人を撰み、后妃と爲す、太子を生む者ハ、シル
 タ子ハホリテの號を享く、其他皇子の母、并ニ皇女皆シルタ
 子と號す、帝家の母ハ、シルタ子アリテの號を享く、帝家と雖
 も、其命を用ひざるを得ず、○公主ハ、高位ふる政官ニ嫁す、其
 夫ハ公主ニ對し相抗する能はず
 古昔ハ、此の如く出嫁せし公主の生むる子ハ、直ニ之を殺
 すを以て常とせり、然レマハムド帝ハ、公主の分娩ニ當て、仁
 心と以て、此惡俗を廢すといふ、當今帝の妹夫サドバ查の
 縊死を廢せし好例を始りたる帝の殂後、何人々復此難經の
 災ニ罹るや否ハ、日後を待て之を知らん、歐諸邦其力を勞し

て此粗暴なる弊風を歇り、丕變の光澤を此百物豊多の域に廣被せしめ、此國の幸福を致さん事ハ、實に願ふ所あり、

千八百五十四年醫士ホーゲル中利未亞行記の初篇

千八百五十五年刷、荷蘭
函第百四五六葉

醫士ホーゲルハ、今世の最學術に富み、最勇氣盛なる跋渉を

爲せし一人にして、其去年千八百五十四年即、我安政元年甲寅の第七月の初

まで、利未亞内地を旅行せる記を、近時世に刊布し、

千八百五十四年、第二月二十日、此人事長に一話を録し終

らんとせし際、臨み、頓に其氣力衰へしと覺し、忽ち痛く

黄熱症に感ずる、平日勇氣曾て撓まざる此行客も、其熱の

發作する十日の間ハ、悉く智覺を失ひ、運動する事能わざり

と、其天賦ハ素尪弱かれ共、幸に其病に克て、起事を得たり、第

十一日にして、智覺復し、規尼涅甘汞の功に因り、熱潔く去

り、とて以て、爾後第十日、即、第三月二十七日ハ、莫爾農の

土酋の鈎カ加の東南に住む種民と奪掠して、奴婢と爲んが爲

し、出立ち行、即ち所謂奴獵に伴ふ可き氣力を獲り、計り再

び身體強健に成り、

此を機會として、醫士ホーゲル、北緯九度三十分の地まで入

り、是より前二年、莫首が奴獵の行に伴ひ、バルトオ

ーフルエグ兩君の行に比する、深く入り、大約三十里許

ふり、儲利未首長の兵衆二萬二千、馬數千頭、其他駱駝三千許、牛五千許、行李を荷ふ者一萬五千許、一言の之を約すれば、莫首依爾加尼の後、初て見所の至強の軍衆あり、

此恐るべき兵衆ハ向ふ所必らず火を放ち、殺掠を縱ち、一するに因つて、人望んで是と知る、乃ち徐に南東を指して、

不幸なる麻斯俄ムスゴス或ハムスキスツボリス或ハツリスの領

内に入る、此兩土ハ莫劫掠の牲肉とふるを常とし、麻斯領の

北部、北緯十一度、十度、四十分の間、在て、醫士バルトゲアデ

センと名づけたる地ハ、數年前、莫人の版圖に入るとを以

て、今此兵衆劫掠を作るとふし、此緯度の前程、アデセンの南

當れる國ハ、殘らざり肝腦地に塗の殺掠に逢たり、此劫掠を前

知し、土人の其諸器什を携へて逃れ去り、此逃れ去る

諸邑に遺れるもの唯ガズレイ未詳と、煙草のみあり、北緯

十度、東經十四度三十五分の地に至りて、始て麻人ムンおよびク

ムデン人を見り、此地に喫驚するに大ひふる湖水の南に向

て、目際を漂渺と見え、醫士ホーデル、乃ち此湖をツボリ

湖と名けたり、

麻人前岸の淤澤中に隠れて、自ら敵の追撃を免れようと思

ひたり、然れど、此の麻人の爲に、却て危うりけり、何とふれ

ば、此時第一隊の兵殆悉く到齊し、セイク其騎兵に命じ、湖の

兩岸互^ニ相接近^シ、其幅僅^ク一里の所を渡ら^レり^トれば、
其水の深^ク六尺、衆多の人馬之を濟らん^トして、命を殞^スと
れ共、其餘悉^ク前岸^ニ達^シ、奴婢を掠略^シ、併せて十二歳以
下の小兒^ニ及^ブ、概^スす^ル其數合せて千五百人加^フ、畜
獸を掠む二千頭、男ハ大抵直^ニ其地^ニ於て之を殺^シ、餘の二
三人ハ他の濱^ニ送致^シ、甚殘刻^{ナル}死^ニ行ひ^タり、其女ハ婢
として之を賣^リ、其價甚^ク貴^クら^ズ、此諸婦横徑一拇半の水
を兩唇^ニ挿む、是^レ因て、其面を醜^ム、而て一女の價概^スす^ル
二百二十ギルデン^ノ、高く騰ら^ズ、小兒ハ力と齡^ニ準^テて、
僅^ク二十五ギルデン^ノ、七十ギルデン^ニ至^ル、

此劫掠を縱^リせ^テ後^ニ、此軍衆サリ河の方^ニ向ひ行^キ、後^ニ
留^リる^ル物ハ瓦石の外、絶^テ無^クけ^リ、此流^ニ浴ひ行^キ、二日
の間、渡津を得^ズ、第三日^ニ始^テ之を得^ル、然れ共、之^ガ爲^ニ
多く馬を失ひ^タり、是地^ニ於て、亦麻人二千五百人、角獸四千
頭を劫掠^シ得^ル、其三十六人ハ、莫人の陣中^ニ送^リ、乃^チ此陣
營中^ニ於て、直^ニ其刀を以て、此不幸^ニして捕^ハれて牲^トと成
る^ル、每人の手を其肘^ノ、足を其膝^ノ、切斷^シて、痛^ク苦惱
せ^リ、此他の俘囚を苦^シむ^ルと亦甚^ク殘刻^{ナル}なり、大
抵殘^ラず裸體^{ナル}麻人^トして、荒暴^{ナル}雨降の時季^ニ當て、
裸體^ノ儘^ニ立^リ、五月の初^ニ、凱旋せん^ト、此

時雨水天より落る暴烈あるハ、遂に聞ざる所にして、其水國中に汎濫し、道路殆ど來往す可らず、夜々喫驚すに颶風暴雨忽ち吹き忽降りて、陣營を犯すと甚ど強し、斯る事ハ、醫士ホーゲルも絶て之を前聞せずと云り、麻人一所に束縛せられて、流水汎濫せる陣營中、恰も木石の如く積り置れ、此烈き多雨の時節、颶風露撃せらる、此故に傳染病、數日内に此徒の内、發し、此ハ敢て驚異す可し、非るあり、四千人の囚徒、大抵路にて斃れ、鉤加まで達せしハ、僅に五百人あり、初て此病の發りたる時、醫士ホーゲル再び之に感とあり、爰

に於て、其行を急ぎ、恙なくして、其軍の前路の集會所に達し、醫士ホーゲル此行中に於て人の知るに有益ある珍異を集録し、信に然り、裡に就て、其最ある者ハ、鉤加の南東南、輿里二百里の地面の甚ど高崇ならざる事を尋窮し、是あり、此人に先づらて、二三の游客、能く土地の景況を記し、美麗なる地圖を作り、有と雖も、地の海面より幾何高さとなし、云と適實に載し、此ハ、此人より前に有ざるあり、北緯九度半に至るまで、中利未の寬廣なる平地、海面より高さ約するハ、九百五十尺ある事、方今始めて是を知れ、但が

ニト石の二三丘陵ハ此數ニ等せず醫士ホーデルグ此一
 加一記しとるハ北緯十一度の地ニ在テ地を穿る事二十尺
 の深の所ニて見とる石灰層及純水の泉ハ鉤加ニて地下六
 尺ニて獲る所の者と全く相同トと云久又此醫士の説ニ
 ハ鉤加の彼方の地方南東南百里ニ至る迄の地往昔ハ悉く
 查湖の水之を掩ひて總て湖面ありしが此湖日ニ縮小す
 と云久
 他事ハ姑く舍て此地方の甚ど高崇あらざるを檢覈しとる
 一事ハ大ニ觀者の著眼を要するあり其説如何んとおれば
 此一著以て利未大陸内部の事ニ關りて地學家の説を變轉

せしむればあり昔時の人ハ沙拉の大漠及北利未の全地ハ
 無量廣大なる平地ニして其間形狀百般或ハ稍高低不同わ
 れ共其高さ僅ニ大洋の水面を抜くのみニして查湖の南ニ
 ハ海面より高きと數千尺の山脈群巒平地ありと云久從來
 此説と疑難するもの曾て一人も有ざりけり
 然るニ此説全く相反トとる其ハ沙拉ハ不可測の廣漠ある
 平陸ニして海面より高き千尺より二千尺ニ至る查湖の彼
 方の全地方及サリ河邊の地方より甚ど低下とあり即其高
 さ八百五十尺ニ踰ぐ查湖濱甚廣濶の地ハ概するニ高低甚
 ど不等あり是泥祿及コロラの濱邊等の多くの地と相分る

る所あり、
查湖を環せる地方ハ、其原沙泥淤集して成立する地あり、鉤
加の北、輿里二百五十里の地、在るアガテムの緑島、沙磧中草木百
穀の蕃殖せし地の緑色、より始て、鉤加の南東南百餘里、一
て、海嶼、似しと云ふ、在るワサ、一至る迄、一介の崑、又石を見ずと云ふ、益利未の中
心、一於て、此兩地の間、輿里三百五十里の曠漠なる沙海と
成しとるあり、

此地方の河道説をバ、醫士ホーゲルサリ河と云ふ巨川、一沿
て、之を探討し得たり、北緯十度の地、一在てハ、河の濶概する
一二千尺、其深、大約十五尺と云ふ、此時雨候の初、一當れり、河中

所、一暗沙洲を生じ、其深、六尺、或ハ八尺、一踰ざりき、水勢ハ
一小時、一輿里四里を流る、水溢流せる許多の痕跡を商揣し
て、サリ河の水、雨候、一ハ二十尺の深さ、一至るを証し、一此
時、一當り、此河の流入る湖中、一注ぐ所の水、醫士の算する所
一据れば、概する、一毎秒十四萬尺立方ありと云ふ、土人ハ、十
度十一度の間、此河流をアルレと名け、莫人ハ總て之をログ
ゲ子と云ふ、

上、一記し、一ハ、一ボリ湖ハ、北緯十度、東經十四度三十五分
の地より起り、北より南、一向ひ、第九平行線、一即九度、一達す、此
湖の濶深、漸く南より、一隨て増加し、北緯九度三十分、一至て

ハ其濶さ四里ニ至リ、中ニ卵圓形ある島嶼夥しく散在シ、其
 中ニ麻人ニボリス人住栖セリ、此湖の北方其濶窄少シ、湖嘴
 とある所ハ、廣き淤澤を以て、之を環遶ス、此所の深さ五尺、或
 ハ六尺あるニ、北緯九度三十分の所ニてハ、其深さ概すニ
 二十尺ある、醫士此湖の南北の全長を算計シ、輿里の六十
 里、或ハ八十里ニ下らずと云リ、從前の諸行客ニボリス又ニ
 ボリスの地をハ、其圖中ニ記載シ、これ共未だ曾て此洪大な
 湖を記シ、とる者あり、此の如く大ニして淺き湖ハ、雨時ニ
 水汎濫セリ、より生ドとるものあり、利未の諸湖大抵然りと
 ス、查湖も亦此類あり、

又毎歲雨時ニ、此地方の全地、水より外、殆人目ニ入る者あり
 ハ、人の知所あり、ニボリ湖の西岸ハ、甚ど高うらざり、一列の
 ガラニート崙を以て之を造リ、此崙の基礎ハ、海面より高き
 九百四十尺、或ハ九百八十尺とス、是又醫士ホルゲルの告知
 セリ所あり、
 ニボリの地ハ、北緯十度と、東經十四度十五度ニ在りと云リ、
 此算測ニ從ハ、中利未の經度ハ、從前行客の言ふ所より、西
 ニ在る事、百里ある可シ、
 土地甚ど饒沃ニして、人民耕作を力以て、此地を周圍の地
 と別ニ足リ、四五小時の間、兵師ガズレイ未の生とる野を通

行するを要し、久烟草及食菜の生るる廣き野、樹林原野交、
相接ぎて、景色目を怡せしむ、土人甚ど多く烟を喫み、婦人常
に孖姑煙マキカハコ或ハ結麗ケレイ土名或ハ細き藁莖を以て製し、る小煙管
を含み、る、每個空屋、太抵五六十棒ボンドの烟草を遺棄せざる
あり、此逃去せし人の持去能、ざりし品あり、名ポリ湖の周
圍を繞りて、小茂林あり、其樹ハ大抵デレブ即ニミヂイの椰
樹あり、デレブ樹ハ美し、て、多くハドームドーム未の類ふれども、
其樹大さく、其葉綠色にして光澤あり、幹ハ平滑にして、實の
長八九母トメ大六七母、重五棒許、其形楕圓にして、橙黄色、香味稍、
鳳梨パイナップルと異あり、凡此樹の高さ、四十尺を踰る者あり、

ポリスポリスの家ハ、其形圓く、其屋脊ハ、編、る藁を厚く重ねて、
之を葺き、る、高五尺の胸壁ありて、家を環る、各個の結廻ユヒメダテら
し、る藩籬の内、ハ、大約五六家の居住あり、其獸畜を育し、
儲蓄を藏し、頭尖り、る木柵ハ、畜獸の逋逃を防ぎ、且外寇を
禦く、に便し、
此地の風俗、多婦を娶る、每男其家産の多寡、一準し、四若くハ
五女を娶る、之、一準して、産む所の子も亦多し、其男禍災、一罹
る時ハ、其子を賣る、其常食ハ、ガズレイガズレイと魚あり、土人絶て其
養養せる獸畜を屠る事あり、唯其病む、又不時、一自斃る時ハ、
之を食ふ、家猪、匍蟲、及蝦蟆の肉ハ、其奢侈の食之、北緯十度

の地ニ於て、醫士ホーゲル歐羅巴の所謂豪猪を見たり、
近日の報告ハ、此勇猛ある行客、第七月の終ニ、鉤加を去り、
軍衆のカタヤコバニ行くニ従りと云り、千八百五十五年の
第一月一日ニ、此醫士ワダイニ至り、此地より印度海ニ入ん
とするあらん、若夫此志を達するを能はざる時ハ、千八百五
十五年の終ニ、ダルニルコルドハンエギプテ 厄入多を経て、歐羅巴ニ
歸來すべくあむ。

義俠マサニール口傳

千八百五十五年刷、荷蘭珞
西第七十九至八十二葉

納波里人ハ、西班牙人の苛政を受ると苦むと雖も、紀律法
度考案を以て、西班牙人の放縱を制するを得たり、而して、

其放縱ハ、西班牙の代王オシタニアアルコスオシタニアのヘルトグ、都鄙ニ令

て、税を輸さざり者ハ、其家居を焚除せんと云ふニ在り、此を

以て、納人ナポリハ、逐次ニ騰昂せる税を輸し、西班牙人の爲ニ、最粗惡

ふる糧食にて生計を保つるニ至れり、○此美ふる半島國太

里中、納人の持ニ思惟なく、又庸劣あり、是ニ由り、納人の其

輸税の爲ニ、次日の食料ニ充つ可き産業より多き儲蓄を有

せず、之を有せんと欲すれば、彼等ニ在り、實ニ困難を致せり、

然れ共、彼等ハ、此難を免る能ず、納人の此の如く漸次ニ長

増せる患苦を受るニ至るハ、實ニ外國の暴厲苛酷ふる族の

奴隸とふるニ因れり、然れ共、絶て外國の扶助もあらず、納人の

飢渴に至らんとす。號令を受るは、却て從來の歡娛遊樂及び夢想より醒覺するの原始とあれり。○爰に西班牙人の數回の戦争に由り、其國貧置に至りしを以て、祖國にては、更に重き租税を徵し、且納波も此例に準せんとして、千六百四十六年、此府中にて販買せる生果及び乾果、從前未曾有ぶる税を賦し、即ち賤民の最重なる食料に税を賦し、さるる益納人の時を費し、財を費し、方術を得んとす。大勉強を爲し、資費を補ふ收入の小生理を營すれば、元來已が生理にて、只體業の二箇を知の、即ち體の労働と自給と是あり。○納人の生存の爲に、此兩件適好ある比例に在る否ざる

も、尋常の比例に在る、最も緊切なる疑問ありとす。其故は、往昔自立の際よりも、今ハ微小の勤務と要須と多く勞して、甚しく其體力を費すを以てあり。蓋其往昔自立の時ハ、此民天然と地方との扶柱に由て、生活するを得れば、又之に因て、特に該國民の要件と禮儀とを駕御するを得たり。○意太里の南地ハ、肉を多食するに適せず、又温暖の食餌を要する稀にして、貧人の特に蒸餅と生果耳にて生活せり、而して麪包に香味を與ふ爲し、其生果を混し用ひ、且其價甚だ廉かると以て、多く之を食す。但生果ハ起熱せる身體に在てハ、滋養と清涼との二性を具せり。○是を以て、昊天任麼の國に賜

一、三、二、饒多の生果を以てするを、尚他の此の如き食物を要
とする地方に於るが如し、南地の民人の、天より饒多に賦與
せる食物あるを以て、疎漫に生活し、其故は、昊天意を用ひて、
其民に既に此最要なる物件を授與するを以てあり、^{サチ}西
斑の命令は、此生計を破碎して、民人の日に必需とする須物
の税を増すを以て、其價ひ貴くなり、復と利益を得る無し、至
る、その猶荒兇なる拳を以て、幼児を攫するに齊し、○此の如
き苛酷の制度を受け共、納人に於て、其己が飢餓に備ふ食糧
の一半を、税として交與するは、斷に成す能はざる事なり、是
に由て、彼等が意に、此の如き天理に戻る命令に叛き、且、其戻

命と共に總て從來其民に命とす、他の諸要令をも嫌忌す
るに至れり、此に於て、衆人黨を結て、竊に會合し、亂を起して、
納波里の漁戸及び生果行等、
サニールロが説話を聴の圖



公に恨を報ぜんかど、放
胆ある高議を爲し、及
り、○此集會の謀主ハ、マ
サニールロありし
トーマスアニールロハ
千六百二十三年に生れ
たり人にして、其郷人の
意太りて、専ら用以來れ

る略言に因りて、太抵マサニールロと耳呼へり、納波の漁事
及魚販と業とせざる者あり。○此マサニールロハ身ニ弊衣を
披き、卑賤ニ見ゆれ共、衷心ニ熾盛ふる傲慢と勇猛ふる大
志と養ひて、其全體を貴くせり、即ち其尚ニ二十四歳の時ニ於
て、既ニ納波の居民ニ、洪大ふる功勲とふせり。○マサ
ニールロの家居ハ、小ニして、市街の一隅ニ在り、漁家、生果舗
等の間ニ混せり、此人晚ニ戸外ニ出れば、其近旁の人、直ニ其
周圍ニ集來り、マサニールロニ機智の策略を高らんとせり、
○マサニールロ爾時ハ、青色の外ニ套ヲ著し、或ハ説話ニ因て
五體催熱ニ來り、是を脱シて、粗ニ糙ナル相衣ともあり、下

體ハ、漁家の常用せる利諾布の短袴を穿ち、頭上ニハ、濶邊の
帽、即ち納波の漁帽を被じり、赤脚ニて、民間の説法者の如く
立ち、屢ニ苛酷の政家の羈勒を脱せりゆんと謂ふ。○マサニ
ルロニ西班牙の官府ニ叛けり、實ニ發露せざるニ非ざれ共、
府中都て寧謐ニして、諸人マサニールロニ説話をヒ管穩密
に聽聞せり、が、官府ニても顯然暴露せざる騒亂と、苛酷の制
度を以て表暴せり、びるハ、良あらずと想ひ、且ニ税ト供し、及び
順從する間、ハ、事の端委を包含して、何の大事や起すと有ん
と考察せり、
然れ共、勇猛ふる漁家マサニールロハ、新税法の已れが火伴

密約の圖



日寺院に於て、極て、暴厲勇猛なる逃卒ペルロ子及び其火伴
1、左の辭を言て曰く、予民衆の公法を與んと欲す、若否トモされ

1、電光の如く中りさるるに
因り、心中甚ど安らざり
き、マサニールロ忽ち想起
す、爾後漸次苛政增長し
て、堪ゆ可らざるに至り、衆
人苦情を説て、不和增長す
ニと、民心斯の如きを知
りて、千六百四十七年一

バ爾等我が死刑に罹るを見る可と、聽者此語を信ぜず、笑
が、彼再び曰く、爾等若此語を天意ありと思ふ、笑ふ無るニ
且、予同志の勇士兩輩を得たり、予爾等誓ふ、我ら生命ハ、囚
獄中に在るが如し、然らざれば、汝等必ず我成功如何を見
べし、若爾等之を危殆と想をぐ、宜く我の良策を賜ふ可と、ペ
ルロ子忽ち此語に服し、其火伴と共に、マサニールロが苛酷
の政家に対する戦争にハ、必左袒す可と誓ひたり。○此に於
て、勇猛の漁人マサニールロハ、直に一個の方術を考へ、納波
の集合せる生果戸に勸めて税を出して、郷村より市に持來
る生果を買ふと無らしめ、直に賣者と買者との間に劇

アルコスのヘルトグの官吏の圖



アルコスのヘルトグハ市場ノ鐘鼓の聲を聞き且争鬧を起す
と聞き之を鎮止せん爲り其處一吏を遣れりマサニ

烈なる争鬧を起しと云
此時マサニールロハ千人
より二千人に至る少年輩
を一隊と爲して一處に集
り且各一條の棍を提げ
り始ハ尚互市場の彼此に
散蔓せり好機會を見て
各個の役に適せりりり

ルロの一侄其吏に向て大聲ニ昊天豊饒と下せ共天に叛け
る政家之を貴價とせりと呼はり生果を満とる數籃を其足
前ニ打ち翻しけり此時直ニ諸方より林檎無花果及び其他
の諸生果ヘルトグの差吏前ニ飛來れり是直ニ濕潤の砲生菓
を指り乾燥の戦争饑饉と成り微かり此時諸人同一洪
聲ニゲイ子シカチングゲイ子シカチング租税と云
りマサニールロハ其處に在る攤買物臺の一個の上ニ躍り
登りて猛聲を以て集會せる衆人に布告すれば衆人其語を
聞て中心より四隅に至るまで其説を細聽せんとして徐々
鎮靜せりマサニールロ曰く美瑟キセガイשראלの小兒輩を

厄日多の奴隷より免れぬ又ガルリ海の漁人ペトリス
スグ全羅馬界を悪魔の爪より救ひし如く予其賤民ペトリス
スガ如く我民衆の奴隷の如く勤仕せる羈勒を免れ令ん
として我血液と生命とを此大目的に擲んと欲すと○此布
告より偶然の僥幸來りてマサニール口の一疾視に少年輩
の隊忽ち集合し又其指揮に従て布陣し且市中の諸店皆
閉戸せる時適宜に編束せる隊伍にて市上を通り一運運所
より他の運運所に至て擄取されたる諸物を夥しく奪掠し
て焚燒し且其家居を荒亂せし○少年輩此事を爲了る後ハ
逐次に此類に入來る民衆増加し其携ふ棍と黒帛又ハ太尼

を結び之を旗とふし先立て盤廻するに法律と羈束の
爲に苦む群民之を圍て終に代王の居を占する館に迄達せ
し此に於て先邏者と襲ひ其館を破壊すれ共其君王と人
ハ既に車に乗て出走し聖口デエイキ寺に隠れんとせり途
上にて群民之を要留す代王民衆に對し最も奇ふる約を
し且帶來る金銀を悉く與へ幸にして向の寺中に遁れし○
次日民人等己が火伴プリンスビシグナノと長として西
斑政府に乞ひ民律防禦の媒妁人とせりプリンスも當初暫
時其準備を爲せしが尚常に民衆の憤激增長するを恐れて
再び其位階を退きぬ

爰は納波にては官府より民を撫育する者あり故に民衆は
統てマサニールロを信ずる父の如くして皆之に服従せ
りマサニールロハ民衆に善事を教示せんと誓ひ且衆人
直に安靜にして己が語に従ひ又己れが考案に屬すに程
の勇氣全智及び良好を露呈せり而して終にハ博學多才の
法徒ゲノイハ及び民間より選出せる議政官數輩を扶助と
して互市場の中心に一個の裁斷廳を建て公事を議せり又
本廳にて各人の訟を聽き願書を取り上げ争鬪及び罪科を
判決せり是を以て此衙庭にてハ高貴の人々多く罪科を命
ぜられと久其故ハ貴人等多く租税に關係して民俗を欺ま

盟約の赴の圖



事ありを以て久
而して其六十人の罪
科ありに因り罰を受
て其居宅及び家財を
焼れと久民人此刑を
行ふ事順正にして一
物も盜奪することなく
唯正直を以て本とせ
り若夫ハ貴人として
實に民人を仇敵の如

く、侮蔑し、西斑政府を助け、又貧人の重複せる税を徴し、以て己の輸銀を免り、と考ふる時、其法公正と云可らず、然れ共、民人中にて、竊盗を止めざる者ハ、マサニールロ之と諸人の眼前にて、縊殺せり、其頃、既ニアルコスのヘルトグハ、其館ニ歸ると許さるれば、ヘルトグハ、民人と共ニ、條約を定むると始め、又西斑非立^{ヒルプス}二世王の胞弟、ある^{オーステレイキ}奥地利國のヨハンハ、二十二艘のガレイ船を以て、港ニ敵の入んとすると遏止するの準備を爲せり、然れ共、民政ハ動揺するをふし、又代王ハ民政ニ納波の^{アルツビスツッ}阿治彌涉カルゲナール、ヒロマリニと以て、カールレル第五世の舊政ふる諸般の租税を許すの

律書を贈り、且、其作亂の罪を全く免すの盟を爲し、うば、始て代王の出せる言を採用し、至れり、○此の如くふる幾何も無して、再び條約破れり、然れ共、其後條約十分ニ整ひ、一時マサニールロハ、華服を穿り、丈高き軍馬ニ跨り、諸民を周圍ニ從へて、約定せる條款ニ鈴印せんが爲り、代王の館ニ詣れり、マサニールロハ、諸民の辱ふしと思ふ此行事を、諸人の心ニ感ぜ令ん爲り、其驕從の行過せる^{ツシ}每街の諸窓、及び門戸を擅及び他の貴品を以て飾ると命とり、鈴印既し了る後、マサニールロ代王と共に前殿ニ登りて、更ニ其處ニ注聽せり、民ニ活潑ふる言を用ひ、戦争及び勝算の状態を畫くが如く、

説て己が目的十分達せし後、民の長とあり、其後第七日、
於て再び官職を去りて、尋常の齊民とふれり。○此に説く處
のマサニールログ行狀ハ、全く高貴にして、不凡ふる心より
起れる所ふれ共、其後於て他がふる所の行狀甚ど齟齬す
るに似たり、幾多の記者固執して曰く、彼己が權威を專一せ
んと奮勵する西班牙人マサニールロは、有毒の飲液と與へて、
其精神を味し、其智を迷はせしふらんと、實に然も有べし
と思ふ計りあり、代王賽會を行ひし時、マサニールロ屋外
出て、街上に騒亂し、大ふる口を開き、暴戾の容貌を以て號泣
し、且其最良の朋友を打ち倒る。○此の如き精神錯亂、何等の

起因ふるや、必ず奸計を以て欺るるより、他無るべし、無智
の俗人の、其己が苦厄を免らざる者を見れば、即時に神と
し尊奉せる風あるが故に、マサニールロの後に従ひて、大聲
に罵り騒ぎて、市中を行けり、マサニールロ尚カルメリーテ
ルの寺院に入るとせし、其少し前、一個の砲彈中より命を
失ひて、地上に斃れり、衆中混在せる西班牙人に挑撥せら
る、徒有て、其屍を裂て、耻辱を與へり。○西班牙人の苛政更
に甚しきに至りし頃、始て納人の惑夢、實に覺るに至れり、蓋
殺生人の仇を報ひ、マルテラール己が良説行われず、の遺骸
と葬り、及び祭りと、何の爲あるや、民中の男子ハマサニールロと云

既に討れさう恨ひらく、嗣後一人の中て、他の業を再興し、
以て外域の苛酷人を驅逐せる者無き

瑞丁及び那威の熊獵

千八百五十五年刷、荷蘭
瑞函第二百九至十二葉

熊獵ハ是ハ副たる危殆有て、正ハ心思の感動を強くすれば共、
絶倫にして且損敗なき快樂なるハ疑ひなし。○此貧獸熊と
ハ自其身を守らんと欲する時ども護るを得ず、只逃避して
其安全を求むる者なれば、之を射斃すハ馳驅を好むる人の
爲ハ實ハ一個の快樂なり、然れ共、許多の老獵夫ハ是を眞
正の獵ならずとせり、爾く思ふハ、此黑童熊と抗して、大劔
を腰上の虚飾し、耳佩さる人即ち是なり。

瑞丁及び那威の北境にて、熊獵を爲すハ四法あり、驅逐する
と、是ハ慣たる巨藝を以て挑進すると、熊の守冬の地を搜出
すると、大なる打獵と是なり、
驅逐法ハ、利われ共、唯晩夏及び秋に於て、之を行ふを得、此時
令ハ、熊森林の果實中、其食糧を求め、是が爲し戒心かく
盤徊すればなり。○山多き地の林果多く主する域にてハ、既
に第七月、熊を覓出し、始む、此獸八月の末に至る迄、該果を
食て生活すればなり。○此時序の後、エイケル櫟實の類熟して尚
未落さる間ハ、エイケン樹上に登り、屢強大なる樹枝を折り、
其愛嗜する食物を容易に摘取り、○此獸一回枝を折り、始む

れば、獵夫隔遠より之を聞き、易是に近づくを得る故に、群熊一處に在れば、其獵殊に著實に利を得べし。○然れば、熊の稀かる地にて、此僅少物を森林中の探索するハ、報酬なき課業に近くとせん。○此の如き時ハ、獵夫挑進法を用ひ、恐る可き一群の獵狗、最勝の銃、濶き短刀、此の瑕類なき馬を用ひて、熟達せる正騎法にて、山谷を踰へ、鳴號せる犬、其後に隨ふあり。○熊ハ樹上に登り、其敵を避くるの常に反りて、辟易せし、獵夫を待とあり、獵夫ハ、刀を掌中に把て、是に近づく、茲時ハ、多く措置と剛勇とを必要と爲ハ、論なき所あり、若熊極て烈しく追躡せられ、其敵と犬を曠野に待つ能ハざ

れば、神速に樹上に登る、此時ハ、難なく射落すを得。○二三百ポントの老熊、八十尺若ハ百尺の高處より落れば、恐る可き音を爲すと悟るべし、其落る時、樹下に居る一二の犬を撞觸して扁平と爲し、屢是あり。○又平地に在てハ、通常射發の後、直に自ら地上に俯伏し、嘆悔する人、異なるらず。○此時、犬其上に壓落と掩襲すれば、之を一と排去するを務りず、先其機會を考へ、一息に遁れて、其時近づき來れる獵夫を窘む。○若樹に登て萬全なる處を得れば、犬復之を牽き下すを得ず、然れば、人の睨視、能之を不安ならしむ、火銃的中せざれば、通常群犬の正中に落ち、遁れ得る事無れば、勉めて更に逃れむ

と欲す

人能く熊の不意に近づき得る時ハ、最も切實に利を得べし
○此黒童ハ外望のミ儼備なく、森林中を徘徊し、愚鈍にして
放恣なる手足にて、頭を垂れ、殆ど地に付け、毫も其周邊に在
る諸物の意を留りざる如けれ共、此鈍物が馬よりも速に走
り、敏捷に樹上に攀躋する猫に均しきハ、豈意外あらざるや、○
此他熊ハ其爪中に巨大なる脊力有て、其前足を以て一撲す
るも犬を殺し、牡牛さへも昏倒令むるに足るる故に、牙齒を
用ふる事ハ至て稀あり、

那威の邊疆に近きハ、屡に近隣の林中の熊を憂

へ、又其牧畜を荒亂するを憂ふを聞く、○十四日間、農夫該
獸三頭を打殺し、其紀事に従へば、黒くして其大恰内地
の小馬に均しと云、○此の如き獵を行ふハ、羣農夫一處に
會し、相連て一字を爲し、敵の栖む全林を行通し、樹上を打ち、
聲高く號叫し、時に手銃を放つあり、○熊此時、二十頭も一處
に驅集せらるゝと屢有る、獵夫之を圍みて射落するあり、○
然れ共、熊獵ハ是耳に從事する人、一在てハ、大危殆とす、何者
若初放の丸中らず、或ハ縦令中るも、頭ならざれば、荒亂して
暴劇に先襲者の上、一落ち來る、其人此時、身と救ふハ、疾歩
して、急に一樹後に遁るゝ耳、○那威並に瑞丁の北部にてハ、是

一關せず、不怯なる農夫已が嗜好と練熟に任せ、獨行して熊
 獵を爲し、常に勝利を得て家へ歸れり。○時、ハ、又二三の小
 犬を伴行し、其犬熊を覓出すれば、是に對して吠へ、熊の心を
 惹任し、獵夫の正實に之を對準する時刻を得るに至る。○那
 威中コングスヒンゲルの邊より出づる農夫、此獵法に熟する
 名を得る者ハ、此法にて、少時間、該獸六頭を獲ると云。○
 數年前、ハーガに住む農夫、己が牛を尋ねる時、熊の忙く其牛
 を咬みを見て、非常なる剛勇の一例を爲せり。○彼唯一斧の
 身と護る者あり、耳なれ共、畏怖せず、熊を執り、此の妨害を受
 ず、遂に全勝を得たりき。

北瑞丁に至り、旅人の話に曰く、予其邊に至り、頃有名な
 る老年の熊獵者に遇ひ、其説話甚しく予が獵癖を喚起し
 て、彼と共に數度出獵せんと欲せり。
 一日、我等出て鹿を追蹤するに、途上して、他の一獵者、己が犬
 と予が同火の犬を伴ひ、予と逢著せり。前夜、熊三個の
 良牛を奪ひ、予と話をし、我等に此賊を躡ると助けよと請
 へり。
 我等直に準備し、其時乾燥の時氣なれば、犬も亦勤め
 て捜求すれども、更に新足跡を認め得ざりき。○我等忽犬と
 錯綜せる密樹中に見失ひ、笑嗟緩轡して山を越へり。○老

獵者急₁其馬の繯を引₁、自₁高く其燈上₁立ち、氣を張₁り耳
 と歌₁く曰₁く、短₁濁聲聞₁こゆ、彼ハフレド犬の名、次₁短
 勁₁ふる吠聲あり、此ハギル犬の名、言未₁ど畢らざる₁、
 他の二愛犬馳₁け向₁へり、老獵者其帽を提振₁、喜ひつゝ犬等
 熊を搜出せりと云、馬₁スポールを中₁て、犬聲の報知する
 路を騰上せり、○予此人の後₁續きて密林₁馳入り、直₁是
 續きて、十五犬の全群強く圍攻₁、林中爲₁反響を起せり、
 我等の喜悦する聲此吠聲₁和₁、倒れ₁る樹枝根幹を越₁
 て、續きて猛獵を爲せり、常₁崑崙山谷中₁反響せる吠聲
 と追ひ行けり、

熊ハ其追兵₁犬を廣野₁避く可らざるを悟ると見₁、忽電光
 の如く一處₁進りり、該處₁ハ倒れ₁る櫟樹及び枝朶互₁
 重疊₁、株莖蔓草錯雜₁、鞏固ふる郭を爲せり、
 獵ハ漸₁急疾₁爲り、馬ハ獵者の氣勢₁て、魂入₁る如く、不
 可信の力を振ひ、古樹枝を越₁、當初の望見₁てハ必然通行
 可₁可らざる密林をも穿つて馳進りり、
 我等始₁互₁離隔せざれ共、森林中彼此₁行難き處ありて、
 速₁各人自行易₁路を求め、忽ち予ハ二人の火伴を少も見
 聞せざりし、予ハ只臆度₁、彼等ハ熊の後路を絶つ爲₁別處
 向₁うと思へり、○然₁る₁、俄₁此驅逐せらる、熊の路₁向

ひ行きて、獵予が近傍に逼邇せり。○諸犬吠叫して、熊を横に甚密なる茂林より驅出し、次に密なるブラームベシの籬と穿つて、予直に近く其鬪を見たり。○予瞬をも容れず、急馬より飛下り、走りて其戰場に至り見れば、恐るべく大なる熊甚ど鎮靜に勇威を振ひて、十一個の此獵に熟せる良犬に對して自ら防禦せり。○熊予を見て驚轉せる如く見へ、務めて遁退せむと欲すれ共、群犬近く其體に迫りて、是も無益となれり。

者の銃聲一响せり、此が對向より近づきとハ、予の意及ばざる所なり。○此時熊ハ忽ち圍困する犬を全く忘れりと見へ、地上に俯伏しとる。全群の犬瞬間に其上に飛び掛れり、然るに熊ハ長く此状態にて居らず、劇に一舉に犬を排去し、復直立ちて飛騰せり。熊の倒れると直に、予ハ尚其戦に與らむと欲し、今や好機會と思ひ、劔を室より脱し、熊の上騰上し、心と伺て刺入せんとせり。○前より言ふ如く、熊の猛き氣力を張りて、自免れし頃ハ、予と距る已に十歩ならず、此獵中、彼の爲に不快に見る第一物ハ、白刃と手と握り、如何に見ても、疑なく敵對する。

目的に應じたる舉止を爲す吾人あり、○彼予を半途に
 迎へ來れり、予ハ此時甚だ親愛ある顔色を爲さるを知れ共、
 能く一回ハ快活なる状貌を爲す思惟の起りしを知りあり、
 ○予此時行ふべき最大事として、器械狀に直立し、廣濶なる
 劍を舉げ、一身所有の力を盡して、熊の胸中に刺入せり、○其
 他の諸事ハ、予切實に言ふを得ず、予を地に投ずる劇響、痛苦
 の覺へ、投げらるる、前を見たり、言へば難き熊の顔色、予
 が上と壓伏して、息も絶へひと思ひし程の重是等ハ予が今
 尚想出す所の事件あり、
 予再び蘊生せし頃、老獵者滿笠の水を陸續と予が顔に濺ぎ

し、火災の時、尤賞稱すべき奮勉を爲して、之を施行せざる
 覺へたり、○然るに予速に我に復り起立せし頃、砍倒したる
 獸予が枕と爲りたりと見たり、○即ち熊の予が身上に騎上す
 る頃、幸に老獵者予が旁に在り、犬ハ今實に該獸の予を地
 に擲つて遮る能はず、然れ共、無限の荒暴をなし、熊に攻迫し、速
 に重傷する熊に勝らり、予ハ年老の火伴の鋼鐵劍を以
 て、獸皮を篩に賽せるも亦謝すべし、
 スカンデナヒセ熊ハ多くハ黯褐色なれ共、儘又黒色なるも
 有り、其黒者の尤も大なり、實に嗜て肉を食へ共、其食糧ハ専
 ら植物に取る、○是ハ亦甚幸なる所にして、若其主重の食肉

からむハ、該獸ハ中等大の牛を二十四時間消化するに
 適ふ者なれば、其附近の獸群を盡くすに至ららん。○熊ハ
 年間牛豕の近地ニ生活すれ共、吼啼若ハ急走して、其慌妄の
 意を惹起せざる時ハ、少も之を害する事無し。○然れ共、一回
 牛肉若ハ豕肉の味を試み覺ゆれば、一味ニ此食を好みて大
 荒を爲す。○然れ共、肉を連用するハ、其意ニ適せず、故ニ草根
 新芽、弱枝、軟草、及びスカンヂナヒセ林野ニ在る果實を以て
 養ふ、並ニ熟せる蔬菜を美味と爲し、直ニ田野ニ出て、
 一舉ニ恐るべき大把を採取す。○又田夫の蜂籠より蜜を豪
 奪し、其過大の甘味を消せむ爲し、時々一満口の蟻を食ふ、蟻

ハ人の知る如く、酸味有ば多し、若其感覺敏鋭なる部を蜂ニ
 刺さるれば、忽ち甚ど暴厲と爲り、時々全蜂籠を破壊する事
 あり、
 方今ハ、尚唯スカンヂナヒシンの北境中ニ耳熊あり、ダレカ
 ルリリン中のデル河とカラル河の間ニ在る密林ハ、瑞丁の
 他の部分よりも多く猛獸あり、熊茲ニ牛馬を奪ひて荒亂す
 故ニ、本地の鎮臣、一回打獵を命じるとあり。○五千人を
 用ひて、凡三十里許の濶の獵を爲さるからむ。○其獵場ハ、マ
 リングと距る十里許なるワウ湖邊にて、一平地ニ縦横二三
 百歩、半輪形を爲し、林中ニ造れる細徑にて經界を分ち、是

を以て、隔離せる軍隊の形を爲すからむ。○此逕の他の一方
に向ひて、遠く達せる一小直路ハ、無益の木を斫除し、茲より
自由ニ別處を望む可らむ。○野獸を諸方より此軍隊の方
ニ驅集する故ニ、打獵ハ此場中ニ限るべし、此平地の他の一
方ハ、僅ニ海と河ニ由て劃せり、是ハ野獸至急の時耳、是を踰
ゆる故なり。○牧畜を有する人ハ、各一男子を此獵ニ出さず
と律とし、○常ニ此獵ハ、日曜日ニ每村ニて法話の終りニ、高
座より預告す。○犬ハ、熊を挑進して、實ニ少も其妨害を避ず、
先ニ遠く驅進する者ニ非ざれば之を用ふるを禁ぜり。
此獵ハ、月曜日の拂曉ニ始り、是ニ次く土曜日の正午ニ、其獵

場ニ近づけり。○人茲ニ迫り來ると、愈近きニ從ひ、圍兵の軍
隊愈密ニ閉錮せり。○英の游客の話ニ、其時忽ち此輩の大號
叫して、一異事の起ると報すと、茲ニ數瞬後、一大熊荒れ
つ、森林の密茂せる處より出て、聚合する多衆を見て、直ニ
復取り返せり、然れ共、甚遅緩にして、二彈丸之中より、一
ニ尚數歩進みて倒れ死せり。○次の熊を獲るハ、此の如く易
くならず、此鈍體なる大物、獵場を縦横ニ奔走し、其疾速ハ、實
ニ驚くべし。○然るニ、總兵の獲、只五熊と一野猫ワニノネコと耳、一千六
百人許の多衆、五六日程も住處より遠く來りて、時日を費し
たり。ハ、甚僅少なる補なり。○此他耗費ハ、五千ルットハ、
貨名不詳

と算せし、是ハ那威若ハ瑞丁の如き國の爲ニハ言ニ足らざ
る會計とも稱す可らず、
熊ハ該獵の時ニハ殆ど對抗するを無く死せし、然れ共正
しく能く射中せざれば、獵夫を把捉する人多し、曾て一傷熊あ
り、手銃にて誤中し、とる田夫ニ、後足にて馳け寄り、前足にて
其肩を握れり、○田夫ハ熊の耳と其頭の長毛を把り、互ニ倒
れてハ復起立し、二度ニ及びて、互ニ放さざりし、熊ハ其敵
の兩臂の全長を、大抵骨ニ至り迄爬開し、殆ど咽喉ニ及ぶ頃、
他の田夫來助けて、銃射を以て、其鬪を終りし、○又曾て一
軍卒の婦、恐るべき棒を以て、勞苦して一傷熊を打ち殺せし

とあり、其熊數度立ち上り、彼女を投放すれ共、彼女能く持久
して、打撃斷へず、熊の死ニ至れり、○又大なる驅逐獵の時、此
獵の一分を爲せし一卒、其同伙の人ニ先つて、凹路中ニ進み、
獸應^ガ茲^ニ現れ來るべきを推量せり、○果して一二時を過
くる後、熊出で來り、直ちニ彼の上ニ下り來れり、○其卒、銃を
放さむと欲せし、火藥雨ニ濕ひ、故燐せり、○熊ハ今彼ニ
對立せし、彼側ニ躍退し、とれ共、恐らくハ遁れ得ずとし、遁
るに代て、バヨ子トを具へざるゲウール銃筒にて、荒暴する
獸の胸中を衝んと務めし、○熊ハ劍客の捷術にて、其衝を
躲避し、強て卒の手より手銃を奪ひ取り、卒を地上ニ投せり、

○彼今亦幸に逃れ得たり。熊は其敵の息を藏り動もせず倒死せる如く爲しと嗅ぎたる後復之を害せず放置し一歩傍に在る手銃を把り之を以て嬉遊を始めたり。○貧卒は其手銃を獵業の命にて受藏すれば、若是を損すれば、重罰を受ると知り、故手を伸して、其銃の一端を捉住す、熊は他の一端を固持して、此卒の尚生くると見ると、忽ち俯伏して卒の後頭を搦み、項より全頭の皮を曳き剥ぎ、其皮只僅に一截片より前頭に垂れたり。○貧卒は、今己が生命の微小の動に掛ると定め、勉て静伏し居れり、熊は又之を害せず、其體上に跪きて自戯りたり。○然るに、許多の獵夫、其處より十歩十

五歩の距離に近づきて、熊の此卒上に坐するを見、熊は今一度剥露せる頭顱の血を舐り、次に復近づき獵夫を睨せり、獵夫等も或は卒を射んと恐れ、或は死殺すに銃にて熊を射、熊は敢死の暴となり、既に不具に成たる男を尚多く害せんと恐れ、射放を試み得ざりし、久くして後熊始めて其牲を置いて、徐に引退け、共速に一二發の放弾に中てられ倒死せり。○卒は手銃の響を聞くと、齊に跳上り、これ共頭皮眼前に垂れ覆ひ、見ると得ず。○彼兩手にて之を排除し、其火伴に走り向ひ、意外に嗚呼熊と嗚呼熊と呼びたり。○偶茲に居合せたる外科醫、茲にて成得る所の救助を施し、

頭皮と前頭と連る頭纖維を切り、次に其創を縫縛せし
 ○然るに、創傷者の爲に幸と成て、直に其兵籍を除かれし
 此事の益、其時千七百九十年の、全軍其髪を一異流風の爲
 可し、此貧乏の創卒の既全に一莖の頭髪も存せざる故あり
 加勒海土人記 千八百五十五年制荷蘭 函第二百五十六葉
 此南彌利堅人種の系統ハ、本安的列海島上の土人より其
 地の統宰より、數十年來、其本地を失ひ、獨此洲の大陸の
 二三地方に漂泊せり、其人口ハ、六百人に充てず、英吉利至阿
 那の内一任、ポメロリン河義新給波河左右の地、多く居
 と占む、加勒土人、其人皆毆鬪を好む、體資多力、倨傲恣よく、

其妻妾を刑戮し、然れ共、南彌利堅の自餘漂泊せる土人、比
 すれば、頗る智識多く、發明する所少からず、許多不徳の行わ
 る裡に就て、人肉を噉ふの一事、尤世の通知せる所にして、西
 煙陣黑人種の話、一千七百六十三年、黑人種動亂の時、其父
 祖輩、其人を啖ふ状を見せりと云て、以て其妄傳ならざるを
 證せり、然れ共、スコムビルグ一千八百四十年より、同四十四
 年まで點檢せしが、一も其證を得るをみりと云へり、且スコ
 ムビルグ加勒島人の、其事の有無を檢索せし、皆此涼徳を
 嫌ひ、棄て、他們ハ、啖人種をあらすと云り、然るに、加勒島人種
 の一首スコムビルグより白くして曰く、他們ハ、アントロポハ

玉石志林 卷之三 加勒海

ゲン 啖人 と混稱す。二、所以の故あり古一ハ他門の先輩一
一種の風習あり、敵と戦ひ克てハ、敵の手足を斫斷して、勝凱
の證として持返りて後、下文の所用ハ供す、先づ其手足を煮
て、其骨を刷清し、之を用て笛を造り、以て軍用ハ供す、此種の
人骨笛ハ、今も猶加勒島小邑内にて、往々見らる所なり、又大祭
祀ハ、人々人骨を煮て、離れらる肉片を啖みと許すを以て
考ふれば、人と啖みの風ありと云ハ、全く實事ハ非ずとも定
り難し、又加勒土人ハ、戦勝らる敵兵の心臓を割取り、曝乾し
て末と爲し、饗禮の間、祭祀の盃ハ少許を加へて、是を飲みて、
其勇威を振厲し、死を輕んずる心を盛んらるらむと云ふ者

も亦實事とらる似たり、

玉石志林卷之三 終

玉石志林 卷之三 加勒海 目七

玉函書林卷之二
三
四

Faint vertical text within a rectangular border, likely bleed-through from the reverse side of the page.

The left page is mostly blank with some minor discoloration and faint traces of text.

